

# レーザセンシング学会規程

## 謝金規程

平成31（2019）年 2月14日 制定

### （目 的）

第1条 本規程は、レーザセンシング学会（以下、「本会」という）が行う事業に伴う各種謝金の支払いの基準について必要な事項を定める。

### （定 義）

第2条 謝金とは、本会が主催あるいは共催する学術講演会等において行われる招待講演等に対し支払われる金銭をいう。

### （金 額）

第3条 謝金の上限額は2万円とする。

2 前項の上限額は、1日1回2時間までを基本とする。

3 前2項に関わらず、謝金受領対象者が辞退した場合、謝金を支払わないことができる。

4 第1項の上限額を超えて謝金を支払う必要がある場合、あらかじめ理事会の承認を得るものとする。ただし、この場合でも10万円を超えないものとする。

### （旅 費）

第4条 謝金の支払いに伴って旅費等を支給する場合、別途定める旅費規程に準ずるものとする。

### （その他）

第5条 本規程に定めのない謝金等については、理事会にて決定し、支給することができる。

### 附 則

1 この規程は、平成31（2019）年 2月14日より施行する。

平成31（2019）年 2月14日 制定・施行